平成２４年（フ）第４４号
大阪府門真市野里町21番11号
債務者　南谷　雅恵
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２号
函館市白鳥町２番16号
債務者　福田　有一
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
函館市的場町３番19号
債務者　大道　真仁
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９５号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前10番地３
債務者　菊地　尚美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２００２号
さいたま市西区三橋６丁目1749番地41　エステートピアゴールド201
債務者　原　由紀子（旧姓櫻井・野口・玉野）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６３号
埼玉県川口市本町１丁目11番12―106号　グランシエロ川口本町
債務者　岸野　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
新潟県長岡市宝２丁目４番地４
債務者　土田　由夏
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
新潟県長岡市新保１丁目16番２号
債務者　新井寿美枝
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
新潟県長岡市若草町３丁目３番地２
債務者　山内　浩二
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
石川県七尾市南ケ丘町200番地21
債務者　國分　　潔
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３０７０号
名古屋市西区比良４丁目43番地　アヴニール・ヒラ１Ａ号
債務者　川尻　静香（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６８号
愛知県西尾市天竹町河原27番地
債務者　戸田　久子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８７号
兵庫県姫路市東山328番地１　ノア東山Ｂ105号、従前の住所兵庫県姫路市新在家本町２丁目８番12号
債務者　大橋　政美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７３２号
兵庫県姫路市飯田529番地　クレセント手柄102
債務者　村松　愛子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７３４号
兵庫県赤穂市加里屋25番地５　キャッスルコート赤穂508
債務者　藤本　礼子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７３７号
兵庫県朝来市生野町口銀谷841番地
債務者　水野　弘子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５４号
岡山県倉敷市中庄団地１番地20号　シャン・フルーレ101
債務者　吉本　美穂
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係